

## ○八尾市新型インフルエンザ等対策実施行動計画策定委員会規則

平成25年10月31日規則第78号

## 改正

平成28年3月31日規則第15号

令和2年8月27日規則第68号

令和3年3月31日規則第29号

## 八尾市新型インフルエンザ等対策実施行動計画策定委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）第2条の規定に基づき、八尾市新型インフルエンザ等対策実施行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する30人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療に従事する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体の役員
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

**第3条** 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面等による審議)

**第5条** 会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

(関係者の出席)

**第6条** 会長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、健康福祉部保健企画課において行う。

(委任)

**第8条** この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第15号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年8月27日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の次に掲げる規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(1)～(30) (略)

(31) 八尾市新型インフルエンザ等対策実施行動計画策定委員会規則

(32)～(51) (略)

附 則 (令和3年3月31日規則第29号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。